

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）</p> <p>。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法<u>第40条第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ <u>漁港漁場整備法</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。</p> <p>オ～ヒ [略]</p> <p>（管理地区の区域内における許可を要しない行為）</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）</p> <p>。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法<u>第66条第1項</u>若しくは<u>第3項</u>の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること</p> <p>。</p> <p>オ～ヒ [略]</p> <p>（管理地区の区域内における許可を要しない行為）</p>
<p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>漁港漁場整備法</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法<u>第40条第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは<u>第2項</u>の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第24条第4項の規定による許可を</p>	<p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法<u>第66条第1項</u>若しくは<u>第3項</u>の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは<u>第3項</u>の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第24条第4項</p>

受けて設置されたもの（条例第41条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ [略]

サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ～ヤ [略]

(2)～(6) [略]

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア [略]

イ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ～ク [略]

(8)～(11) [略]

（監視地区の区域内における届出を要しない行為）

第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第26条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第41条第3

の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第41条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ [略]

サ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ～ヤ [略]

(2)～(6) [略]

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

ア [略]

イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により決定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ～ク [略]

(8)～(11) [略]

（監視地区の区域内における届出を要しない行為）

第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第66条第1項若しくは第3項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第3項の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第26条

項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

エ〜ケ [略]

(2)〜(7) [略]

(国等に関する協議の適用除外等)

第26条 条例第41条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 条例第24条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港漁場整備法第5条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ)〜(カ) [略]

エ〜カ [略]

(3) [略]

2 [略]

第1項の規定による届出をして設置されたもの(条例第41条第3項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

エ〜ケ [略]

(2)〜(7) [略]

(国等に関する協議の適用除外等)

第26条 条例第41条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 条例第24条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ)〜(カ) [略]

エ〜カ [略]

(3) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。